

Q. 長年にわたり、法人（持分有り・経過措置型）でクリニック経営をしてきました。そろそろ、自分は引退して法人を、次に経営するドクターに法人を譲ろうと思います。

仮に法人を譲渡するとした場合に、私はどのくらいの税負担をしなければいけないのでしょうか。教えて下さい。

A. 持分の有る医療法人の経営の移譲は、①医療法人への出資持分を後継者に譲渡して、②法人の役員（社員・理事長）としての立場を譲ることで完成します。②役員の退任に伴う税金の計算は、別の機会に譲ります。

①医療法人の出資持分は、医療法上の制限する規定が特にありませんので、許可を受けなくても自由に譲渡できます。医療法人の出資の譲渡のよ
り生じる所得は、事業所得や不動産所得等の他の所得とは区分して税金を計算します。株式の譲渡所得に対する課税は「上場株式等」と、「上場株
式等以外の一般株式等」に分かれています。医療法人の出資持分は、上場株式等ではありませんので、税法上は一般株式等に該当します。

「上場株式等」と「一般株式等」に係る譲渡所得等の金額は、それぞれ別々に申告分離することとされています。

このため、例えば院長先生が株式運用をしていて、医療法人の出資持分を譲渡した年に上場株の運用では損失が生じても、上場株式等に係る譲渡
損失の金額を出資持分の譲渡から得られる所得金額から控除することはできません。反対に、出資持分の譲渡で損失が生じても、その譲渡損失の金
額を、原則として上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

一般株式等に係る譲渡所得等（譲渡益）の金額は、次の算式により計算します。

■計算式■

一般株式等に係る譲渡所得等の金額 =

総収入金額（譲渡価額） - 必要経費（取得費+委託手数料等）

簡単にいえば、法人への当初の払込金額より出資持分が高く売れたら、その高く売れた差額が譲渡所得等の金額となります。譲渡益に対し
20.315%（所得税等 15.315%、住民税 5%、）の税率で税金がかかります。譲渡所得の多寡にかかわらず、20.315%の税率ですから、ザックリと儲
けの 2 割が税金だと覚えておけばいいのかもしれません。